選挙法第三十三条ノ投票ノ投票所ニ於テ其ノ一票ノ規定ニ拘
各市町村長ヲ其ノ管轄内ノ投票人ニ対シ投票用紙ヲ交付ス
ベシ

（説明）市町村ノ区域ヲ以テノ投票区ニ分ツ市町村ノ区域広
キ一投票区ニ於テ投票ニ於テ選挙権ヲ行使スルコト能ハサル投
票所ヲ設クル地方長官ハ之ヲ区画シ投票ニ関シ必要ナル事項
ヲ選挙ノ前後ニ於テ投票管理者ニ対シテ告示セサルヘカラス然ルニ船
員ハ其ノ職業ノ性質上航海ニ従事スルモノ大部分ニシテ前記ノ場合ニ
於テ投票管理者ニ対シテ何レノ市町村長ニ依頼セムトスルモノ大ナル困
難ヲ伴フ且ツ自己ノ居住スル市町村長ヲ投票管理者ナリト信シ之ニ対シテ
投票用紙ノ請求ヲ為シ他ノ投票区ニ投票ヲ為ス場合多カルヘキニ付キ
自己ノ投票ヲ為スコト能ハサル者少カラスト認ム

八月廿五日

海員協会第八回総会開催ノ件

標記ノ総会ハ本月廿三日午前十時ヨリ会場ニ於テ
行ハレ開会ノ辞ニ次キ会長ノ挨拶アリ次テ役員選挙
ノ結果別記ノ通リ決定シ議事ニ入リ
各議案ヲ審議シ別記ノ如ク決議セリ

記

一、無試験制度撤廃ニ関スル件
現行制度ニ於テハ無試験資格者ノ多キニ過キ
海軍兵学校卒業者ハ無試験ニテ航海術ノ免状ヲ
得タルモノ多ク試験ヲ受ケスシテ免状ヲ下附セラル

二、地方商船学校卒業者ノ資格ニ関スル件
一回ノ試験ヲ経スシテ船長ノ免状ヲ与ヘラルル